

平成 2 7 年度

不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況

当委員会では、平成 2 5 年 3 月から、審査の期間（処理日数）の目標を「1 年 6 ヶ月」から「1 年」に短縮しています。

労働組合法第 2 7 条の 1 8 の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

- 1 平成 2 7 年度係属事件数 2 件
- 2 過去 5 年間に終結した事件の平均処理日数 次表のとおり

年度別平均処理日数

(単位：日)

区分 年度	総平均	内 訳					(参考) 全 国 平 均 ※暦年
		命令・決定	和 解 ・ 取 下				
			取 下	関与和解	無 関 与 和 解	平 均	
23	(1) 546	(1) 546					564
24							403
25							490
26							375
27	(2) 230			(2) 460		(2) 230	417

(注) () は終結件数